**確　約　書**

・申請行為の場所　　□　従前地　さいたま市緑区大字　　　　字　　　　　　　番

　　　　　　　　　　□　仮換地　　　　街区　　　　　　画地

・申請行為の種類　　□　土地の形質の変更

　　　　　　　　　　□　建築物その他の工作物の新・改・増築・移設転

　　　　　　　　　　□　物件の設置、たい積

・申請行為の概要

　申請者及び土地所有者は、大門下野田特定土地区画整理事業（以下「事業」という。）施行地区内における上記行為について、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可を申請するにあたり、事業の各種工事の実施を妨げることなく円滑に推進するよう、次の事項を遵守することを確約いたします。

１．土地区画整理事業により、移転または除却の必要が生じた場合は、事業施行者の指示に従い、自己の負担により、すみやかに移転または除却いたします。

また、移転または除却により生じるすべての損失については、事業施行者に対し、その補償を一切要求いたしません。

２．この土地及び申請物件等の権利を移転する場合は、必ず譲受人へ本確約事項を継承し、事業施行者に届出を行ないます。

３．事業施行者が設置した杭については、十分に保護いたします。

４．申請内容を実施するにあたり、その他の行為の必要が生じた場合、そのつど事業施行者と協議します。

５．事業施行区域内における地区計画の内容について遵守いたします。

　　年　　月　　日

大門下野田特定土地区画整理事業

施行者　さいたま市

代表者　さいたま市長　清　水　勇　人　様

住所

申　請　者

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所

土地所有者

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印